

昭和六十一年通商産業省令第二十七号

航空機工業振興法施行規則

航空機工業振興法（昭和三十三年法律第五百十号）に基づき、及び同法を実施するため、航空機工業振興法施行規則を次のように制定する。

目次

第一章 総則（第一条―第三条）	第二章 国際共同開発の促進のための措置（第四条―第八条）	第三章 国有施設の使用（第九条・第十条）	第四章 指定開発促進機関（第十一条―第十九条）	第五章 雑則（第二十条―第二十七条）
附則	第一章 総則（用語）	第一条 この省令において使用する用語は、航空機工業振興法（昭和三十三年法律第五百十号以下「法」という。）において使用する用語の例による。	（機械器具）	第二条 法第二十条第一項第二号の経済産業省令で定めるものは、次に掲げる機械器具とする。
一 原動機	二 原動機制御装置	三 プロペラ	四 回転翼	五 トランスミッション
六 脚支柱	七 着陸緩衝装置	八 車輪（車輪用ブレーキを含む。）	九 航空交通管制用自動応答機	十 レーダー
十一 衝突防止装置	十二 衛星利用機上装置	十三 アクチュエーター	十四 熱交換器	十五 ろ過器
十六 作動油ポンプ	十七 高圧バルブ及び高精度バルブ	十八 アキュムレーター	十九 燃料ポンプ	二十 液量計
二十一 燃料移送装置	二十二 始動機	二十三 発電機	二十四 定電圧定周波装置	

自動操縦装置
飛行安定装置
フライイトディレクター装置
慣性航法装置
慣性基準装置
エアデータ処理装置
飛行管理装置
統合監視装置
操縦入力装置
ディスプレイ装置
データ伝送装置
空気調和与圧装置
防水装置及び除氷装置
前各号に掲げるものがそれぞれ有する機能のうち複数のものを有する機械器具
三十九 前各号に掲げるものの一部を構成する機械器具
（部品及び材料）

第三条 法第二十条第一項第三号の経済産業省令で定めるものは、次に掲げる部品及び材料とする。

一 次に掲げる部品
イ タイヤ（チューブを含む。）
ロ 軸受
ハ 歯車
ニ 電子回路部品
ホ 光回路部品
二 次に掲げる材料
イ アルミニウム合金
ロ マグネシウム合金
ハ チタン合金
ニ 特殊鋼
ホ 耐熱合金（イからニまでに掲げるものを除く。）
ヘ ファインセラミックス
ト 合成樹脂
チ 複合材料用繊維
リ 繊維強化複合材料
ヌ 接着材
ル イからルまでに掲げる材料を利用した構造材料
ヲ 磁性材料
ワ 光ファイバー

第二章 国際共同開発の促進のための措置（補助金の用途）

第四条 法第五条第一号の経済産業省令で定める用途は、次に掲げるもののいずれかに該当する

ものであつて、国際共同開発の事業の種類ごとに経済産業大臣が認めたものとする。

一 試験に供する試作物の製作、修理又は改造
二 専ら試験に必要な設備、機材又は器材の取得又は製作、修理若しくは改造
三 前二号に係る治工具の製作、修理又は改造（利子補給の割合）

第五条 法第五条第二号の経済産業省令で定める割合は、次の各号に掲げる国際共同開発に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 平成十二年度予算において航空機開発助成事業交付金の交付の対象とされた中小型民間輸送機用エンジン開発事業に係る国際共同開発 百パーセント
二 平成十六年度予算において航空機開発助成事業交付金の交付の対象とされた次期中小型民間輸送機開発事業に係る国際共同開発 百パーセント

三 法第八条第一号の納付金を原資として指定開発促進機関が交付する利子補給金の交付の対象とされた次世代中小型民間輸送機用エンジン開発事業に係る国際共同開発 百パーセント
四 法第八条第一号の納付金を原資として指定開発促進機関が交付する利子補給金の交付の対象とされた大型民間輸送機開発事業に係る国際共同開発 百パーセント
五 法第八条第一号の納付金を原資として指定開発促進機関が交付する利子補給金の交付の対象とされた次世代大型民間輸送機用エンジン開発事業に係る国際共同開発 百パーセント

第六条 法第六条第一項の規定による交付の申請をする場合には、各年度に係る次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 開発助成金の交付の事業の内容
二 開発助成金の交付の事業に要する資金の額及びその配分
三 交付を受けようとする交付金の額
四 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。
一 開発助成金の交付の対象とすべき国際共同開発の事業（以下この項及び第十三条第一項第二号において「開発事業」という。）の種類、目的及び内容

二 開発事業の長期計画及び当該年度における計画
三 当該年度において開発事業に必要とされる資金の収支の概要及び費目別積算内訳（決定の通知）

第七条 経済産業大臣は、法第六条第一項の規定による交付の申請を審査し、交付金の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を申請者に通知しなければならない。

（不服の申出等）
第八条 前条の規定による通知を受領した者は、その通知に係る交付金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に不服があるときは、その通知を受領した日から十日以内に、その旨を経済産業大臣に申し出ることができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定による申出があつた場合において、その申出に理由があると認めるときは、当該決定の内容及びこれに付した条件を修正することができる。
3 前条の規定は、前項の場合に準用する。

第三章 国有施設の使用
（試験研究の認定の申請）
第九条 航空機工業振興法施行令（昭和三十五年政令第二百九十四号。以下「令」という。）第二十条第一項の認定を受けようとする者は、様式第1による航空機等技術向上試験研究認定申請書の正本一通及び写二通を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の航空機等技術向上試験研究認定申請書には、次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。
一 認定を受けようとする試験研究の実施計画及び使用する必要がある国有試験研究施設
二 認定を受けようとする者がその認定を受けようとする試験研究を行うために必要な技術的能力を有することの説明（認定書）

第十条 経済産業大臣は、令第二条第一項の認定をしたときは、申請者に様式第2による航空機等技術向上試験研究認定書を交付する。
第四章 指定開発促進機関
（指定の申請）
第十一条 法第十三条第一項の申請をする場合には、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 名称及び住所

二 業務の内容
三 組織の概要
四 資産の概要
五 役員及び助成業務に関する事務に従事する職員の氏名及び略歴

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書
二 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書
三 資産の概要を証するに足りる書面

(業務規程)

第十二条 法第十四条第二項第六号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第十七条第一項に規定する基金の管理及び運用に関する事項
二 助成業務の監査に関する事項
(事業計画等)

第十三条 法第十五条の事業計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 開発助成金の交付の事業の内容
二 開発事業が法第五条第一号の基準に適合するものであることの説明
三 当該年度における事業（助成業務に係るものを除く。）の概要
2 法第十五条の収支予算を作成するに当たっては、法第十七条第一項に規定する基金に係るものとその他のものとを区別して定めるものとする。

(財産目録等の提出)

第十四条 法第十六条の規定により、同条に規定する書類を提出する場合には、毎事業年度終了後三月以内にこれをしなければならない。

(区分経理)

第十五条 指定開発促進機関は、法第十七条第一項に規定する基金に係る経理と一般の経理とを区分し、それぞれについて貸借対照表勘定及び損益勘定を設けて経理するものとする。

第十六条から第十九条まで 削除

第五章 雑則

(納付期限の延長等)

第二十条 法第二十三条第四項の規定による納付の期限の延長又は納付の命令の全部若しくは一部の取消しは、指定開発促進機関の申請により行うものとする。

2 前項の申請をする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該開発助成金の交付の目的を

達成するためにとつた措置及び当該開発助成金の全部又は一部に相当する金額の納付を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、これを経済産業大臣に提出しなければならない。

3 経済産業大臣は、法第二十三条第四項の規定による納付の期限の延長又は納付の命令の全部若しくは一部の取消しをしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(延滞金の計算)

第二十一条 法第二十四条第二項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、納付を命ぜられた金額のうち未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付された金額を控除した額によるものとする。

(加算金又は延滞金の免除)

第二十二条 第二十条の規定は、法第二十四条第三項の規定による加算金又は延滞金の全部又は一部の免除について準用する。この場合において、第二十条第二項中「当該開発助成金の交付の目的を達成するため」とあるのは、「当該納付を遅延させないため」と、「当該開発助成金の全部又は一部に相当する金額の納付」とあるのは、「当該納付」と読み替えるものとする。

(立入検査の身分証明書)

第二十三条 法第二十六条第二項の証明書は、様式第3によるものとする。

(電磁的記録媒体による手続)

第二十四条 第九条第一項の航空機等技術向上試験研究認定申請書及び同条第二項の添付書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。次項において同じ。）を提出することにより行うことができる。

2 次に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を提出することにより行うことができる。

一 第六条第一項の申請書及び同条第二項の添付書類

二 第十一条第一項の申請書並びに同条第二項

第二号及び第三号に掲げる添付書類

三 法第十六条の財産目録、貸借対照表、収支

決算書及び事業報告書

四 第二十条第二項の申請の内容を記載した書面及び添付書類（第二十二条において準用する場合を含む。）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 航空機等の定義に関する省令（昭和三十四年

通商産業省令第一号）、日本航空機製造株式会社業務処理規則（昭和三十四年通商産業省令第五十三号）及び航空機工業振興法第十一条の規定に基づく国有試験施設の使用に関する政令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第二百一十一号）は、廃止する。

附則（平成三年六月二九日通商産業省令第三二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成六年九月三〇日通商産業省令第六六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成八年八月一九日通商産業省令第五九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一〇年三月三〇日通商産業省令第三四号）抄

この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附則（平成一二年八月二五日通商産業省令第一五〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年一〇月一三日通商産業省令第二四号）

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附則（平成一六年一一月三〇日経済産業省令第一〇八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年三月四日経済産業省令第一四号）

この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附則（平成二〇年一一月一日経済産業省令第八二号）

この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

附則（平成二三年九月二九日経済産業省令第五〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二六年九月一二日経済産業省令第四五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和元年七月一日経済産業省令第一七号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和二年一一月二八日経済産業省令第九二号）

この省令は、公布の日から施行する。

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和五年一一月二八日経済産業省令第六三号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

